

# 中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託 企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月10日

岡山市長 大森 雅夫

## 1 目的

「中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託」を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

## 2 業務の概要

- (1) 委託名 中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 概算予算額 総額3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）  
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

## 3 参加資格

以下の全ての要件を満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」に登録があること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規定（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者及び市内扱い業者であること。

## 4 日程及び期限

- (1) 仕様書（案）等の交付  
公示日～令和8年5月13日（水）午後5時まで
- (2) 仕様書（案）等に関する質問受付

令和8年4月10日（金）～令和8年4月22日（水）午後5時まで

(3) 仕様書（案）等に関する質問回答

令和8年4月28日（火）午後5時までに掲載予定

(4) 企画提案書等の提出

令和8年5月13日（水）午後5時（必着）まで

(5) ヒアリングの実施

期日 令和8年5月18日（月）頃（予定）

(6) 審査結果の通知

令和8年5月19日（火）頃（予定）

## 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページからダウンロードすること。

（トップページ＞事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

電子メールで質問票（様式1）を岡山市中区役所総務・地域振興課（以下「中区総務・地域振興課」という。）へ提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、提出後は、必ず電話にて到着確認（直通電話 086-901-1602）を行うこと。

電子メール：[nakakusoumu@city.okayama.jp](mailto:nakakusoumu@city.okayama.jp)

メールの件名の頭を「【企画競争質問】中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託」とすること。

(2) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、次のとおり岡山市ホームページで公表する。

（公示情報と同じページで公表する。）

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 留意事項

ア 質問に対する個別回答は行わない。

イ 質問を行った企業名は公表しない。

ウ 質問に対する回答内容は本公示・仕様書（案）等の一部とみなす。

エ 意見の表明と解される質問、本事業に関係ない事項等の質問に対しては回答しない。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

企画競争参加者は、提案書提出締切日までに、下記提出書類を中区総務・地域振興課

へ、「中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託 企画提案書在中」と封筒に朱書きの上、持参または郵送すること。

持参の場合、受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（ただし、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く）とし、事前に電話にて連絡すること。郵送の場合、一般書留又は簡易書留により送付すること。（提出期限必着）

## （2）提出書類

提案時の提出書類は次のとおり。「（4）提案時の提出書類の作成要領」に従い作成すること。

ア 参加申請書（様式2）

イ 提出書類一覧書（様式3）

ウ 企画提案書（様式任意）※

エ 経費の積算表（様式任意）

オ 提案者の概要及び過去受託実績（様式4）

令和3年4月1日以降において元請で契約し、実施した類似業務の実績（概要、規模）を記載。

※ウ 企画提案書について

企画提案書は仕様書（案）を基に、以下の項目について提案すること。なお、以下①～⑤はいずれも様式任意とするが、企画提案書には提案事項①～⑤の項目名を分かりやすく明記し、当業務委託の全体概要がイメージしやすいものとする。

① デジタルスタンプラリーの実実施計画

② チラシ、ポスター、ランディングページ、その他必要なツールの仕様案

③ 使用するアプリまたはWEBブラウザのサンプル

④ 全体の実施体制及び業務スケジュール

⑤ 効果的な広報の手段について

## （3）提出部数 各11部

ア 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

※提出書類一覧書（様式3）、提案者の概要及び過去受託実績（様式4）には、社名と代表者印は不要

イ 社名、代表者印のないもの10部（副本）

※参加申請書（様式2）、提出書類一覧書（様式3）は正本1部のみで可

## （4）提案時の提出書類の作成要領

提案時の提出書類は様式集に従い、以下の要領で作成すること。

ア 用紙は原則としてA4片面使用・縦置き横書き・左綴じとし、10.5ポイント以上の日本語によるものとする。

イ 企画提案書には、表紙、目次を除き、各ページの下中央に通し番号をふる。

ウ 任意様式の企画提案書には、提案事項①～⑤の項目名を明記すること。

エ 参加申請書（様式2）を除き、住所、法人名、代表者名等は表示しないこと。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗りし、提案者名が分からないように

すること。

オ 指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、評価の対象とはならないので注意すること。

カ 「様式集」は、市のホームページからダウンロードして使用できる。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

## 8 審査

### (1) 審査体制

中区役所事務事業委託審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

### (2) 審査方法

ア 審査委員会は、別添資料「中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託評価基準」（以下「評価基準」という。）を基に審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

イ 審査委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価基準の審査項目について審査を行う。ただし申し込みが多数の場合は、事前に書面選考を行う場合がある。

### (3) ヒアリングの実施

ア 日時 令和8年5月18日（月）頃（予定）

詳細な日時、場所については後日通知する。

イ 内容 1 提案者 15分程度の説明、15分程度の質疑応答

説明は提出された提案書のみで行い、追加資料及びパソコン等を使用した説明はできない。

### (4) 評価基準

ア 別紙評価基準に基づき行い、100点満点で審査する。なお、委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しない。

イ 合計評価点の最高点が同点であった場合、「デジタルスタンプラリーの企画内容」の合計点の上位者を最適な提案者として選定する。

ウ 合計評価点の最高点が同点であり、かつ「デジタルスタンプラリーの企画内容」の合計点が同点であった場合、所要経費額が少ない者を最適な提案者として選定する。

### (5) 審査結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。最適な提案者として特定された事業者は本市ホームページで公表する。

### (6) 提案者の失格

提案者が、契約の相手方として決定するまでに次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

- イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に審査委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- カ 見積額が概算予算額を超過している場合
- キ その他審査委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 9 契約手続き

### (1) 契約の枠組み

- ア 対象者 最適な提案者
- イ 契約締結時期 令和8年6月上旬（予定）
- ウ 契約の概要 本公示・仕様書（案）、提案内容及び契約書（案）に基づき締結するもので、事業者が遂行すべき内容や支払方法等を定める。

### (2) 契約手続き

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な提案を行った者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係は生じない。岡山市は、最適な提案者と企画・提案内容及びヒアリング内容を反映した仕様書を調整の上、契約保証金の納付を確認した後、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格となった場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

## 10 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とし失格とするとともに提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む権利、競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は開示の対象としない。
- (6) 当企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) 当企画競争の概算予算額には、業務に要する用紙代、郵送料、交通費等の業務執行に係る一切の経費を含む。
- (8) 当企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

- (9) その他、当企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市契約規則」及び「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に定めるところによる。
- (10) 提案者が提出した提案書の内容の変更は認めない。
- (11) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、本事業の範囲において公表・展示するとき、その他岡山市が必要と認めたときは、岡山市は無償で使用できるものとする。
- (12) 岡山市が公表する資料等は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

## 1 1 提出及び問い合わせ先

質問書や提案書の提出等、本公示に記載されている手続きの窓口は次のとおり。

岡山市中区役所 総務・地域振興課

〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号

TEL : 086 - 901 - 1602 FAX : 086 - 901 - 1604 (担当 : 徳田・岸・秋山)

電子メールアドレス : nakakusoumu@city.okayama.jp